

## 工事請負契約書（案）

件名	宮城っ子児童センタープレイルームにおける空調機取替工事			
場所				
請負代金額				
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額			
	¥ _____			
履行期間	自・令和 年 月 日		至・令和 年 月 日	
契約保証金	¥			
特約事項	[前払金]			
	[中間前払金]			
	[部分払]			
解体工事に要する費用等 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第9条第1項に規定する対象工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地について必要に応じて別紙を添付しそれぞれ記入する。 <b>建設発生土の搬出先等</b> <b>建設発生土が生じる工事の場合、建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり。</b>				

上記の工事について、発注者と受注者とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、別途の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自が1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 浦添市安波茶一丁目1番1号  
浦添市長 松本 哲治 印

受注者 住所  
商号  
氏名 印